

「報告書（船員保険制度の見直しについて）」
船員保険事業運営懇談会（平成 18 年 12 月 21 日）（抜粋）

第 1 船員保険制度改正の背景

船員保険制度は、一つの制度で船員の生活上必要な保障を行う総合的な社会保険制度として、昭和 15 年の施行以来、船員労働の特殊性を踏まえた給付を行い、船員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に大きく寄与してきた。しかしながら、被保険者数の減少が続くなど、船員保険制度を取り巻く環境は大きく変化している。また、船員保険の管掌主体である政府において、船員保険特別会計の見直しや船員保険事業を運営する社会保険庁の組織改革が進められていることから、制度の抜本的な見直しが必要な状況となっている。

第 2 船員保険制度改正の基本的な方向性

1 労災保険及び雇用保険への統合

- 船員保険制度の改正に当たっては、船員保険の職務上年金部門の構造的な財政問題を、被保険者が減少傾向にある船員保険の中だけで解決することは必ずしも容易ではないこと等を踏まえ、保険財政及び保険運営の長期安定性の確保の観点から検討する必要がある。
- 具体的には、
 - (1) 船員保険の職務上疾病・年金部門については、労災保険に相当する部分を労災保険制度に統合する、
 - (2) 船員保険の失業部門については、雇用保険制度に統合する、
 - (3) 船員保険の上記(1)及び(2)以外の部分については、国以外の公法人において実施する、ことを基本とすべきである。

2 移換金等の支払

- 船舶所有者はこれまで船員保険の財政方式に則り必要な拠出を行ってきたところであるが、船員保険の職務上年金部門を労災保険に統合することに伴い、船員保険と労災保険の財政方式の違いにより、統合前に支給事由の生じた受給者に係る将来の年金給付に要する資金（移換金）が約 2,100 億円必要となる。このため、これまで積み立てられた約 700 億円を統合時に移換した後も、差額の約 1,400 億円を将来的に解消する必要がある（平成 21 年度末時点の見込

み)。

この差額（以下「積立金差額」という。）については、基本的には労災保険料率の中で船舶所有者において償却する必要があるが、船舶所有者が今後の負担に耐えられる水準になるよう、ある程度の長い償却期間を設定すべきである。あわせて、船員保険の他部門の積立金のうち船舶所有者の拠出に係る部分を活用し、可能な限り積立金差額を圧縮する必要がある。

4 福祉事業の取扱い

- 船員保険の福祉事業については、労働福祉事業及び雇用安定事業等（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業。以下同じ。）の枠組みの中で実施できる事業は、それぞれの事業として実施すべきである。

その際、労働福祉事業及び雇用安定事業等については、現在、行政改革推進法等を踏まえ、徹底的な見直しを行っているところであることから、船員保険の福祉事業として行われている事業についても、その必要性、効率性等を精査すべきである。

また、これら以外の事業であって、船員労働の特殊性を踏まえて維持することが適当な事業及び医療保険の保険者として実施することが必要な事業については、新船員保険の福祉事業として実施すべきである。なお、船員保険の福祉施設については、引き続き整理合理化を図ることが必要である。

第3 具体的な見直しの方向

I 適用範囲

1 労災保険の適用範囲

(1) 総論

- 現行制度では、船員保険においては、船員法で規定する船員を被保険者とする一方、労災保険においては、船員保険の被保険者は適用除外としている。
- 船員保険の職務上疾病・年金部門を労災保険に統合するに当たっては、以下の理由により、船員保険の被保険者は全て労災保険の適用対象とするべきである。
 - ・ 労災保険への統合に伴い、これまで船員保険の被保険者のうち職務上疾病・年金部門が適用されていた船員について、適用されなくなる者が生ず

ることは社会保障の後退となりかねないこと。

- ・ 新船員保険からは、船員法で規定する船員に対して引き続き労働災害（職務上及び通勤の事由による災害をいう。以下同じ。）に係る上乗せ給付をする予定であるが、新船員保険と労災保険の適用範囲が異なる場合には、新船員保険の労働災害に係る上乗せ給付部分のみ支給されて労災保険の給付部分は支給されないようなケース等が生ずること。

(2) 各論

（ＦＯＣ（便宜置籍）船に乗り組む日本人船員）

- ＦＯＣ船（日本法人が支配する船舶であって、船籍は外国船籍であるもの。以下同じ。）に乗り組む日本人船員については、地方運輸局において船員法の規定による予備船員として認定を行うことにより、船員保険の被保険者としている。

また、船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）の規定により船員法第１条第１項に規定する船舶以外の船舶（以下「外国船舶」という。）に派遣される派遣船員は予備船員と、船員派遣元事業主を船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、船員保険法の適用の対象としている。

一方、外国で就労する者に対する労災保険の取扱いは、転勤、在籍出向、移籍出向等派遣の形態には関係なく、日本国内にある派遣元の事業の事業主の命で海外の派遣先の事業に従事し、その派遣先の事業との間に現実の労働関係を持つ限りにおいて、特別加入者として加入することが可能である。また、海外出張の場合は、所属する国内の事業場の労働者として、給付を受けることが可能である。

- ＦＯＣ船に乗り組む日本人船員であって予備船員としての認定を受けた者及び船員職業安定法の規定により外国船舶に派遣される派遣船員で予備船員とみなされた者については、これまで船員保険の強制適用の被保険者であったことを踏まえ、労災保険の強制適用の対象とすべきである。

（マルシップに乗り組む日本人船員）

- マルシップ（日本籍船であって、海外貸渡し方式により外国法人が外国人船員の配乗を行っているもの。以下同じ。）に乗り組む日本人船員については、船員法で規定する船員であり、雇用主である船舶所有者は、原則、日本法人である。

日本法人と雇用契約を締結し、給料等が当該法人から支給され、マルシップに乗り組むため地方運輸局へ雇入契約の届出がなされている日本人船員については、船員保険の被保険者となることとされている。しかし、雇用主

である船舶所有者が外国法人となる場合は、本来であれば船員保険の被保険者となるべき者であるが、雇用主である船舶所有者が外国法人であることから、適用としていない。

一方、労災保険においては、日本国内にある日本法人の使用人と雇用関係を結んでいる労働者に対して給付を行うこととされている。

- したがって、労災保険への統合後においても、マルシップに乗り組む日本人船員については、日本法人との雇用関係が継続している場合には、これまでと同様の取扱いとすべきである。

(事業主と同居する親族)

- 同居の親族のみを使用する船舶(家族船)については、船員法の労働関係規定が適用とならないことから、船舶所有者及び同居する親族については船員保険の被保険者とはしていないところである。ただし、同居の親族以外の者が乗り組む場合には、同居の家族船員(当該同居の親族以外の労働者と同様の就労実態を有し、賃金もこれに応じて支払われている等一定の要件を満たす場合)も含め、すべての乗り組む者に対して船員法が全面的に適用され、船員保険の被保険者となる。

- 労災保険においても、同居の親族のみを使用する事業の事業主と同居している親族については労働基準法の適用とはならない取扱いであり、当該事業については労災保険についても適用事業とはならない。ただし、同居の親族以外の者も雇用される場合には、同居の親族(当該同居の親族以外の労働者と同様の就労実態を有し、賃金もこれに応じて支払われている等一定の要件を満たす場合)も含め、労災保険の対象となり、その事業は労災保険の適用事業となる。

したがって、事業主と同居する親族の取扱いについては、船員保険と労災保険とで違いはないことから、労災保険への統合後においても、現行の船員保険の取扱いと同様となる。

(5人未満の船員を雇用する船舶所有者の漁船に乗り組む船員)

- 船員保険においては、船員を1人でも使用する船舶所有者は適用対象となっている。
- 一方、労災保険においては、農林水産の事業で常時5人未満の労働者を雇用する個人事業については暫定任意適用事業とされ、使用されている労働者の過半数の希望がなければ必ずしも加入申請しなくてもよいこととなっている。

- これまで船員保険において強制適用の対象とされてきた船員に関し、労災保険への統合後に適用されなくなる者が生ずることを避けるため、5人未満の船員を雇用する船舶所有者の漁船に乗り組む船員に係る事業については、強制適用の対象とすべきである。

II 徴収

- （中略）労災保険及び雇用保険への統合後は、賃金総額に保険料を賦課している一般労働者との均衡を考慮し、賃金総額を保険料賦課の基礎とすることが適当である。

III 給付

1 労災保険の給付

(1) 総論

- 船員保険の職務上疾病・年金部門の給付については、労災保険の給付に相当する部分は統合後の労災保険から給付するとともに、それ以外の部分は新船員保険から引き続き給付することとし、例えば以下のような取扱いをすることが適当である。
- ・ 介護料については、同趣旨で同程度の給付である介護（補償）給付を労災保険から支給し、新船員保険からは特段の給付は行わない。
 - ・ 行方不明手当金は、労災保険では同趣旨の給付はないため、引き続き新船員保険から給付する。
 - ・ 職務上の事由による傷病手当金は、同趣旨の給付である休業（補償）給付を労災保険から行うとともに、現在、1月目から4月目までの間、労災保険の給付水準を超えて船員保険から給付されている部分については、新船員保険から上乗せとしての給付を行う。
- 船員保険の職務上疾病・年金部門の給付であって、被保険者が傷病や障害を負った場合の所得保障であるもの等については、現行制度では、標準報酬月額を基礎としてその支給額を決定しているところであるが、統合後は、労災保険から給付するものについては、一般労働者との均衡を考慮し、労災保険で用いられている給付基礎日額を基礎としてその支給額を決定することとすべきである。

- ただし、給付基礎日額の算定に当たっては、船員の賃金が乗船時と下船時で大きく変動することが多い点を踏まえ、傷病等の場合の被保険者の生活の安定が図られるよう、必要に応じ、船員について算定の特例を設け、支給水準の平準化を図るべきである。

- 現行の職務上疾病・年金部門の給付については、労災保険から給付されるものと新船員保険から給付されるものとに区分されることとなるが、給付の請求に当たっての利便性を確保するため、労災保険の給付申請を受理する労働基準監督署及び新船員保険の給付申請を受理する機関における連携について検討すべきである。

(2) 各論

(通勤災害の範囲)

- 通勤災害の範囲については、船員保険法と労災保険法とで法令上の差異は生じていないが、船員の場合には陸上労働者と比べ特殊な勤務形態があることから、統合後の取扱いについても、現在の運用を踏まえて検討する必要がある。

(障害認定)

- 障害認定基準については、現在でも船員保険と労災保険で一致しているため、船員保険の職務上疾病・年金部門を労災保険に統合し、職務上の障害年金等を労災保険から給付する場合にも船員に係る例外措置は必要ない。

(労務不能の認定)

- 休業補償を行う際の労務不能の認定については、船員保険においては、被保険者であった者の従前の職種に要求されると同程度の労務に耐え得るかを基準としている。一方、労災保険においては、従前の職種の労働をすることができない場合のみではなく、一般に労働不能であることが基準とされている。労災保険での取扱いに合わせることが原則とはなるが、船員労働の特殊性も考慮し、検討する必要がある。

(障害厚生年金等が支給される場合の支給停止)

- 障害厚生年金、障害基礎年金、遺族厚生年金及び遺族基礎年金が支給される場合、船員保険の傷病手当金、障害年金及び遺族年金について支給停止される割合は、労災保険の休業（補償）給付、障害（補償）年金、傷病（補償）年金及び遺族（補償）年金について支給停止される割合よりも高いが、支給停止の割合はそれぞれの給付の支給実績に応じて算出されていることから、

統合後は、労災保険における取扱いに合わせることが適当である。

(遺族年金等の受給資格者)

- 船員保険の遺族年金等と比べ、労災保険の遺族（補償）年金等の受給資格者の範囲は基本的に同等又はより広く認められているが、船員について一般の労働者と差を設けるべき理由もないと考えられることから、統合後は、労災保険の取扱いに合わせるべきである。

4 新船員保険の職務上特別給付部門の給付

(1) 総論

- 船員保険における職務上疾病・年金部門の給付については、労災保険の給付に相当する部分は労災保険から支給するとともに、それ以外の部分は、職務上特別給付部門として新船員保険から引き続き支給することを原則とすべきである。

IV 福祉事業

船員保険の福祉事業については、労災保険における労働福祉事業及び雇用保険における雇用安定事業等との整合性を図ることを基本とし、労働福祉事業又は雇用安定事業等の枠組みで実施することができる事業については、それぞれの事業として実施することが適当である。その際、労働福祉事業及び雇用安定事業等については、現在、行政改革推進法等を踏まえ、徹底的な見直しを行っているところであることから、船員保険の福祉事業として行われている事業についても、その必要性、効率性等を精査すべきである。また、これら以外の事業については、事業内容を精査した上で、船員労働の特殊性を踏まえて維持することが適当な事業及び医療保険の保険者として実施することが必要な事業については、引き続き新船員保険の福祉事業として実施すべきである。

1 労災保険の労働福祉事業

- 労働福祉事業においては、労災保険の適用事業に係る労働者及びその遺族を対象に福祉の増進を図るための事業を実施しているが、統合後は船員についても労災保険の給付対象となることから、船員及びその遺族についても労働福祉事業の対象とする必要がある。

- 船員保険の福祉事業で実施している以下の事業については、労働福祉事業に

において同様又は類似の事業が実施されていることから、その必要性を精査し、労働福祉事業の枠組みの中で実施することとすべきである。

(就学援護費の支給)

- 就学援護費の支給については、労働福祉事業において同様の事業が実施されており、船員及びその遺族に対する当該事業については、労災保険への統合後は労働福祉事業として実施することが適当である。

(整形外科療養の実施)

- 整形外科療養の実施についても、労働福祉事業において同様の事業が実施されており、船員に対する当該事業については、労災保険への統合後は労働福祉事業として実施することが適当である。

(未払賃金の立替払事業の実施)

- 未払賃金立替払事業は、賃金の支払の確保等に関する法律に基づく事業であるが、統合後も同法に基づく事業として労働者健康福祉機構において実施する。なお、船員については特例が設けられ、事実上の倒産の認定、未払賃金の額の確認等について、地方運輸局長に権限が付与されているが、これらについては、監督機関からの本来的な使用者責任の追及と相まって立替払業務が行われることが事業の健全な運営を図る上で必要不可欠であることから、労災保険統合後も引き続き地方運輸局において実施することが適当である。

(健康管理手帳制度の実施)

- がんその他の重度の健康障害を生じるおそれのある業務に従事していた者に係る健康管理手帳の交付については、船員以外の労働者に対しては労働安全衛生法に基づく事業として都道府県労働局が実施しているが、船員に対しては国土交通省が手帳の交付を、社会保険庁が船員保険の福祉事業として無料健康診断を実施している。労災保険への統合後においては、手帳の交付要件等における船員以外の労働者との均衡を考慮しつつ、引き続き国土交通省において手帳の交付を行うこととし、無料健康診断については労災保険の労働福祉事業として実施することが適当である。

(船員災害防止対策事業の実施)

- 船員災害の防止に関する活動を行っている船員災害防止協会*への補助事業については、建設業、港湾業、陸上貨物業、林業、鉱業と同様に、災害が多く発生していること、船員の作業環境・内容や災害防止対策が特殊であること等を踏まえると、船員に着目した安全衛生対策の実施がひいては全体の労災保険給付の抑制にも資するものと考えられることから、労働福祉事業として実施す

る。また、労働福祉事業において行われている見直しを踏まえ、事業の内容等について検討する。なお、船員保険の福祉事業として実施している衛生担当者講習会については、事業の効率性に鑑み、船員災害防止協会において実施することが適切であることから、船員災害防止協会が行う事業に統合し実施することが適当である。

※ 船員災害防止協会は「船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）」に基づき、船員の安全の確保及び船内の衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止することを目的に設置された団体である。

V 運営主体

1 新船員保険

(3) 不服審査

- 現在、船員保険の給付に不服がある場合には、社会保険審査官及び社会保険審査会に審査請求を行うこととされている。一方、労災保険の給付に不服がある場合には、労災保険審査官及び労働保険審査会に審査請求を行うこととされている。
- 今後は、職務上特別給付部門の給付であって労災保険からの給付と併せて上乘せとして支給されるものは、その審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会に対して行うことが適当である。なお、労災保険からの給付が認められることが給付の前提となることから、労災保険の給付決定の適否については労災保険審査官及び労働保険審査会に対して行うことが適当である。
- 職務上特別給付部門の給付であって、労災保険からの給付を前提とせず独自に給付するものについては、社会保険審査官及び社会保険審査会に審査請求を行うことが適当である。

2 労災保険及び雇用保険に係る地方運輸局の業務

（労働災害の予防と補償の連携の確保）

- 労働基準法や船員法に基づく労働基準に係る船舶所有者の監督業務は、労働災害の予防としての役割も果たしているが、これについては、現行どおり国土交通大臣及び船員労務官が実施することとする。あわせて、労働災害の予防と補償を一体的に行う必要性を考慮し、労働災害の予防を所掌する国土交通省と労働災害の補償を所掌する厚生労働省との間に船舶所有者又は船

員に対する指導の要請などの連携規定を設けることとする。

- 船員法の適用を受ける船員に関する未払賃金立替払事業については、労災保険統合後は、労働福祉事業における同様の事業の範囲で、船員も対象とするが、未払賃金立替払事業のうち、事実上の倒産の認定、未払賃金の額の確認等については、現行どおり地方運輸局長が行うこととする。あわせて、事業の適正な運営を確保するため、監督機関からの本来的な使用者責任の追及を所掌する国土交通省と立替払金の支払、不正受給に係る返還命令及び債権管理業務を所掌する厚生労働省との間に、事業の適正化のための措置の要請などの連携規定を設けることとする。

VI 費用負担

1 労災保険の保険料

(事業の種類)

- 労災保険においては、その保険料率を事業の種類ごとに定めている。船員保険の職務上疾病・年金部門を統合した際には、船員労働の特殊性を共有する一つの保険集団として、同じ種類の事業として取り扱い、同一の保険料率を適用することとすべきである。

(償却分の料率)

- 船員保険及び労災保険の財政方式の違いにより、労災保険への統合に伴って移換金の支払いが必要となるが、現在の職務上疾病・年金部門の積立金を充てたとしても賄いきれない分について、その償却に充てるための保険料を別途徴収することとし、そのための償却料率を一律に上乘せすることが適当である。(詳細についてはⅦの2の(1)で後述。)

(統合後の新規加入)

- 今後、船員に係る事業を行う者として労災保険が適用されることとなる船舶所有者についても、負担の公平性の観点から、償却料率を含め同じ保険料率の労災保険料を賦課することが適当である。

(メリット制)

- 現在、船員保険及び労災保険において、労働災害の多寡により一定の範囲内で保険料を増減して、労働災害の防止を促進しようとするメリット制を導入しているところである。その実施に当たっては、船員保険においては、100人以上の規模の船舶所有者を対象として、保険料を35%の範囲内で増

減させている。

一方、労災保険においては、①100人以上の規模の事業もしくは②20人以上100人未満の規模の事業で労働者数に労災保険料率を乗じて得た数が0.4以上となるものを対象として、保険料を40%の範囲内で増減させている。

○ また、保険料率の増減率を決定するための収支率の算定に当たっては、船員保険においては職務上年金部門の給付とそれに充てられるべき保険料の額を対象とし、一方、労災保険においては業務災害に係る給付（特別支給金を含む。）とそれに充てられるべき保険料の額を対象としている。

○ 労災保険への統合後は、労災保険のメリット制を採用すべきである。

○ なお、船舶については、その就労場所としての特性に鑑み、労働災害が発生した場合には、関係機関が連携して、確実な把握及び適正な請求が確保されるよう、措置を講じる必要がある。

VII 施行時期及び経過措置等

1 主な改正の施行時期

(2) 平成22年度までに施行予定のもの

以下の現行の船員保険制度の見直し、新船員保険制度への移行に伴う措置については、平成22年度までに施行することとすべきである。

- ・ 職務上疾病・年金部門の労災保険への統合
- ・ 失業部門の雇用保険への統合
- ・ 船員保険の運営主体の見直し

2 経過措置

(1) 職務上年金部門及び失業部門の移換金

（職務上年金部門の移換金）

○ 職務上年金部門の統合に伴い、船員保険と労災保険の財政方式の違い※により、統合前に支給事由の生じた受給者に係る将来の年金給付に要する資金（移換金）が約2,100億円必要となり、当該部門に係る積立金約700億円を除いた差額約1,400億円が残っている。（平成21年度末時点の見込み。なお、移換金の額は、施行に向けた準備を行う時点の推計に基づき、

見直しを行う必要がある。)

※船員保険の財政方式：ある程度の積立金を保有し、積立金が枯渇しない保険料率を設定し、保険料と積立金の利子収入等で受給者の給付を賄う賦課方式的要素と積立方式的要素を併せ持った財政方式

労災保険の財政方式：事故発生時点の事業主集団が年金給付に必要な費用を全額負担すべきとの考え方から、事故発生時点の事業主集団から将来給付分も含め当該年度において徴収し、次年度以降に支給する分を積立金として保有する方式（充足賦課方式）

○ 平成17年12月にとりまとめられた検討会報告書において、積立金差額の償却に当たっては次のような点を考慮することが必要とされている。

- ・ 異なる制度（財政方式）の統合により発生する積立金差額の負担の在り方についてどのように考えるか。
- ・ 積立金差額を縮小させる観点から、船員保険が保有している他部門の積立金及びその他の資産の取扱いをどのように考えるか。
- ・ 船舶所有者の負担を急激に過大なものとしないうために、償却期間及び償却料率をどのように設定するか。

<負担の在り方>

○ この移換金として求められる負担は、労災保険と統合しなかった場合であっても、いずれは既に受給権の発生した受給者に係る将来の年金給付に要する資金として船舶所有者が負うものである。このため、統合に伴って発生する移換金についても、船舶所有者が負担することとする。また、積立金差額については、労災保険料率の上乗せにより償却していくこととすることが適当である。

<積立金及び資産>

○ 船員保険制度が保有している職務上年金部門以外の積立金（職務外疾病部門及び職務上疾病部門約170億円、失業部門約230億円、福祉・業務取扱部門約70億円。平成21年度末時点の見込み。）※ については、一部を今後の新船員保険の運営及び公法人化に係る費用等に充てることが必要である。

その上で、積立金差額を圧縮し、償却のための船舶所有者の保険料率を軽減するため、職務上年金部門以外の積立金の船舶所有者の拠出に対応する部分については、積立金差額の圧縮に充てることとすることが求められる。これにより、積立金差額を約1,300億円に縮減することとなる。

また、被保険者の拠出に対応する部分については、被保険者への還元を行う必要があることから、統合前は失業部門に係る被保険者の保険料率

の引下げに充てるとともに、統合後は職務外疾病部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てるべきである。

※ 数値は、第6回「船員保険制度の在り方に関する検討会」（平成17年8月26日）の資料による（被保険者数は、平成27年度に3万人で下げ止まるものと仮定して計算。）。

- なお、積立金及び保険料率は、施行に向けた準備を行う時点で改めて推計を行い、見直しを行う必要がある。

<償却期間及び償却率>

- 積立金差額の償却に当たっては、船舶所有者の保険料負担を軽減する観点から、上記のように他部門の積立金の取扱い等により積立金差額の圧縮を図った上で、労災保険における財政方式の切替えの際の例※ にならない償却期間を長期間に設定する等により、統合の際には船舶所有者の全体の保険料率が現在よりも増加しないよう措置を講じることが適当である。

※ 労災保険における平成元年度の充足賦課方式への変更に伴う積立金差額の償却期間は当初30年とされていたが、その後35年に見直されている。

- また、福祉施設については、累次の閣議決定等を踏まえ、必要性について精査を行い、整理合理化を図ることとなる。
- 本懇談会においては、被保険者数が平成27年度まで減少し続け平成27年度に3万人、3.5万人、4万人となる場合で償却期間を長期間置いたケースについて、参考として平準保険料率がどの程度になるかを試算した（※）が、移換金の額及び積立金の額と同様、施行に向けた準備を行う時点で具体的に推計を行い、償却のための保険料率を決定する必要がある。

※ 試算結果については、以下の表のとおり。

償却期間	被保険者 積立金差額	3万人 (ケース1)	3.5万人 (ケース2)	4万人 (ケース3)
30年	1,300億円	32.1%	27.8%	24.5%
35年	1,300億円	28.4%	24.5%	21.6%

（注）ケース1：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3万人で下げ止まるもの。

ケース2：被保険者数は平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3.5万人で下げ止まるもの。

ケース３：被保険者数は平成２７年度まで減少し続け、平成２７年度に４万人で下げ止まるもの。

積立金差額（１，３００億円）は、職務上年金部門以外の部門の積立金からの充当を仮定した場合の一例。

- なお、積立金差額は船舶所有者において償却されるべきものであることから、労災保険への統合後も、労災保険における保険料率の見直し時に償却料率についての見直しを行い、被保険者数の推移等を考慮し、その時点での積立金差額を見て必要な場合には保険料率の改定を行うこととなる。

(2) 職務上疾病部門・年金部門の移行期間に係る支給決定及び支払事務

（職務上疾病部門）

- 施行日前に支給事由が生じた給付については、公法人において支給決定及び支払事務を行うことが適当である。
- また、職務上疾病部門の給付に要する保険料財源は、労働保険特別会計に移換され、施行日以後、都道府県労働局が保険料徴収を行うことから、施行日前に支給事由の生じた給付に係る財政責任は労働保険特別会計が負うこととなる。したがって施行日前に支給事由の生じた給付の支払いに要する費用のうち、労災保険の給付に相当する額については、労働保険特別会計から公法人に対して資金交付を行うことが適当である。

（職務上年金部門）

- 施行日前において支給事由が生じた給付に係る事務（支給決定、現況の確認、支払事務、失権に関する事務及び諸変更に関する事務等）については、公法人において行うことが適当である。
- また、職務上年金部門の給付のうち、施行日前に支給事由の生じた給付については、将来の給付に要する資金として約２，１００億円（平成２１年度末時点の見込み）が労働保険特別会計に移換されることから、労働保険特別会計から公法人に対して資金交付を行うことが適当である。

3 制度見直しに関する周知

- 今回の船員保険制度の見直しに伴い、船員保険の被保険者及び船舶所有者が、制度の変更に関する情報が不足することにより、給付の申請等に際して不都合

や不利益が生じることがないように、今後、制度の見直し内容について周知を十分に行うべきである。